

# 獨協医科大学創立30周年記念館使用細則

平成15年3月12日制定

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学創立30周年記念館使用管理規程（以下「記念館使用管理規程」という。）第12条に基づき、記念館使用管理規程第2条に規定する各施設の使用に関し、必要な事項を定める。

(規程の適用)

第2条 前条の各施設の使用に関しては、この細則に定めるもののほか、記念館使用管理規程を適用する。

## 第2章 関湊記念ホール

(使用目的)

第3条 関湊記念ホール（以下「記念ホール」という。）は、式典、学会、講演会、研究発表会、音楽会、その他の各種行事に使用する。

2 前項のほか、授業に使用できるものとする。

(使用者)

第4条 記念ホールを使用できる者は、本学の学生及び教職員並びに本学が適当と認めた学外の者及び団体（以下「学外者」という。）とする。

(使用時間)

第5条 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、必要と認めた場合は、延長することができる。

2 前項の使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用手続)

第6条 記念ホールの使用を希望する者は、使用日の6か月前から原則として2週間前までに、関湊記念ホール使用申請書（別記様式1）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 記念ホールの使用を許可するときは、使用許可証を交付する。

3 使用許可を受けた場合は、使用日の3日前までに、当日の行事の実施要領、パンフレット等を提出しなければならない。

(設備機器の操作)

第7条 記念ホールの照明、音声等の設備機器の操作及び使用者が持ち込んだ機器類の操作は、原則として使用者が行うものとする。

(取扱窓口)

第8条 記念ホールの使用に関する取扱窓口及び事務は、総務部総務課が担当する。

## 第3章 アリーナ

(使用目的)

第9条 アリーナ（武道場・トレーニング室を含む）は、体育実技、課外体育活動及びスポーツ大会等の行事に使用する。

(使用者)

第10条 アリーナを使用できる者は、本学の学生及び教職員並びに学外者とする。

(使用時間)

第11条 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、必要と認めた場合は、延長することができる。

2 学生の課外体育活動については、午後10時までの使用を認める。

3 前2項の使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用手続)

第12条 アリーナの使用を希望する者は、使用日の3か月前から原則として3日前までに、30周年記念館施設使用申請書（別記様式2）を提出し、許可を受けなければならない。

(取扱窓口)

第13条 アリーナの使用に関する取扱窓口及び事務は、学務部学生課が担当する。

#### 第4章 セミナー室

(使用目的)

第14条 セミナー室（スキルスラボを含む）は、少人数制授業、課外自主学習、研究会等に使用する。

(使用者)

第15条 セミナー室を使用できる者は、原則として本学の学生及び教職員とする。

(使用時間)

第16条 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、必要と認められた場合は、延長することができる。

(使用手続)

第17条 セミナー室の使用を希望する者は、使用日の3か月前から原則として3日前までに、30周年記念館施設使用申請書（別記様式2）を提出し、許可を受けなければならない。

(取扱窓口)

第18条 セミナー室の使用に関する取扱窓口及び事務は、教務部教務課が担当する。

#### 第5章 その他の施設

(施設使用)

第19条 記念ホール、アリーナ及びセミナー室以外の施設の使用に関しては、別に定める。

附 則（平成15年 細則第1号）

この細則は、平成15年3月12日から施行する。